

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請に係る法令試験問題 (R8.3.23)

申請者名 (法人名) \_\_\_\_\_

受験者の氏名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

- ※ 事業者とあるのは、一般貨物自動車運送事業者を指します。
- ※ 設問の文中には、文言等を一部省略しているものもあります。

I. 次の問題 1 から 15 の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を  
( ) 内に記入しなさい。

問 1 (定義)

貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。【貨物自動車運送事業法】

( )

問 2 (輸送の安全性の向上)

事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の速達性の向上に努めなければならない。【貨物自動車運送事業法】

( )

問 3 (運送約款)

事業者は運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。但し、事業者が、国土交通大臣が定めて公示した標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、許可を受けたものとみなす。【貨物自動車運送事業法】

( )

問 4 (事業計画)

事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。【貨物自動車運送事業法】

( )

問 5 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。【貨物自動車運送事業法】

( )

問 6 (名義の利用等の禁止)

事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のために無償で利用させることができる。【貨物自動車運送事業法】

( )

問 7 (運行管理者等の義務)

事業者は、運行管理者がその業務として行う指示に従わなければならない、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。【貨物自動車運送事業法】

( )

問 8 (運行指示書による指示等)

事業者等は、運行ごとに貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し、適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

( )

問 9 (過労運転等の防止)

事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

( )

問 10 (事故の記録)

事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

( )

問11（点呼等）

事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足、その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無及び点検の実施又はその確認について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ ）

問12（点呼等）

事業者は、点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容等を記録し、かつ、その記録を5年間保存しなければならない。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ ）

問13（従業員に対する指導及び監督）

事業者は、当該事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ ）

問14（事故の報告）

事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

【貨物自動車運送事業法】

（ ）

問15（使用者の点検及び整備の義務）

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

【道路運送車両法】

（ ）

Ⅱ. 次の問題 16 から 20 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問 16 (事業計画) (事業計画の変更の認可の申請) (事業計画の変更の届出)

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、**認可又は届出**が必要となります。次の中で認可事項に該当するものを 3 つ、届出事項 (軽微な事項等) に該当するものを 2 つ選びなさい。

【貨物自動車運送事業法】【貨物自動車運送事業法施行規則】

[認可事項] (        ), (        ), (        )

[届出事項] (        ), (        )

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 休憩又は睡眠施設のための施設の位置及び収容能力の変更
- オ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

問 17 (運転者等台帳)

事業者等は、運転者等ごとに一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならないことになっています。台帳に記載しなければならないものについて次の中から正しいものを 2 つ選び記入しなさい。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

- ア. 運転者等の持病
- イ. 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日
- ウ. 運転者等の事故歴及び交通違反歴
- エ. 運転者に対する指導の実施及び適性診断の受診状況
- オ. 運行管理者資格に関する事項

(        ) (        )

問18（事業報告書及び事業実績報告書）

事業者は貨物自動車運送事業報告規則に定める報告書を、提出期限までに提出しなければならないことになっています。次の①と②の報告書の報告期間及び提出期限をア～カの中から選び記入しなさい。

【貨物自動車運送事業報告規則】

① 事業報告書 ( )

② 事業実績報告書 ( )

ア. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年3月31日まで

イ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年7月10日まで

ウ. 前年10月1日から9月30日までの期間に係るものを毎年12月31日まで

エ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内

オ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内

カ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後150日以内

問19（点検整備）

事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について遵守しなければならないことになっています。次の中で正しいものを1つ選び記入しなさい。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

ア. 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。

イ. 点検及び整備をしたときは、点呼簿及び運転者等台帳に記載し、これを保存すること。

( )

問20（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息时间及び運転時間については、労働省告示（平成元年2月9日労働省告示第7号）によって定められています。①～⑧から正しいものを選び〔 〕内に記入しなさい。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

ア．拘束時間は、1箇月について〔 〕を超えないものとする。

イ．1日についての拘束時間は、〔 〕を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、15時間とする。

ウ．勤務終了後、継続〔 〕以上の休息期間を与えるよう努めること。

エ．運転時間は、2日を平均し1日当たり〔 〕、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

オ．連続運転時間は、〔 〕を超えないものとする。

- |        |        |         |         |
|--------|--------|---------|---------|
| ① 3時間  | ② 4時間  | ③ 9時間   | ④ 11時間  |
| ⑤ 12時間 | ⑥ 13時間 | ⑦ 281時間 | ⑧ 284時間 |